

西はりま消防組合 特定事業主行動計画

西はりま消防組合管理者
西はりま消防組合議会議長
西はりま消防組合代表監査委員
西はりま消防組合公平委員会
西はりま消防本部消防長

令和7年4月

第1 総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条に規定する行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定するものとする。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

3 行動の推進体制

この計画に掲げる次世代育成支援対策を実効性のあるものとするため、次のとおり推進体制を整備する。

(1) 計画の推進、評価及び見直しのための体制の整備

本計画の進捗状況を年度ごとに点検及び評価し、計画の進行管理を行う。

(2) 職員に対する情報提供

制度に関する啓発資料の配布など、職員に対して積極的に情報提供を行う。

(3) 職員からの相談体制の確立

職員の仕事と子育ての両立に係る相談窓口を設け、相談体制を確立します。

第2 具体的な内容

1 妊娠中及び出産後における配慮

(1) 制度の周知

ア 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

イ 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

(2) 勤務上の配慮

ア 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

イ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、公務に支障のない限り、時間外勤務を命じないこととする。

ウ 不妊治療に専念できる環境整備を図るため、休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進制度の周知

(1) 妻の産前産後期間中に取得できる5日間の特別休暇について周知徹底

する。

- (2) 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図る。

3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

(1) 育児休業及び部分休業制度の周知

ア 育児休業及び部分休業制度について、職員に周知するとともに、「産後パパ育休」の制度についての周知等、男性の育児休業の取得を促進するための措置を実施する。

イ 妊娠を申し出た職員のうち希望する職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

(2) 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

ア 育児休業の取得の申出があった場合、当該所属において業務分担の見直しを行う。

イ 会議等の場において、育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革を行う。

(3) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

ア 育児休業中の職員のうち希望する職員に対して、休業期間中の通知文書などの送付等を行う。

イ 復帰時におけるOJT研修等を実施する。

(4) 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保

所属内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、会計年度任用職員制度等の活用による適切な代替要員の確保を図る。

以上のような取組を通じて、1年間の育児休業等の取得率を男性30%、女性100%とする。

4 時間外勤務の縮減

(1) 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図る。

イ 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員に対して、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。

(2) 事務の簡素合理化の推進

ア 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。

イ 会議・打合せについては、極力電子メール及びグループウェア掲示板を活用し、事務の合理化に努める。

ウ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。
以上のような取組を通じて、各職員の時間外労働の限度時間を、原則、1か月において45時間、1年において360時間と定め、長時間労働の是正に努める。

5 休暇の取得の促進

(1) 年次休暇の取得の促進

- ア 職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。
- イ 所属長に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、1年において5日以上取得できるよう、計画的な年次休暇の取得を指導させる。
- ウ 人事担当課は、取得状況の確認を行い、取得率が低い所属の管理職からヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。
- エ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、日頃より事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

(2) 子どもの看護を行う等のための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等について、学級閉鎖や学校等の式典についても取得できるよう対象範囲を拡大した特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得しやすい雰囲気醸成を図る。

(3) 連続休暇等の取得の促進

- ア 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。
 - イ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。
- 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得率を対前年度比で5%増加させる。

6 ハラスメント防止に係る取組

男女ともに働きやすい職場づくりを行うため、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等により個人の尊厳を不当に傷つける行為を防止するための取組を推進するとともに相談や苦情に対する対応を行う。

7 その他の支援対策

地域社会の中で、子ども達の豊かな人間性を育むための次世代育成支援対策として、次の取組みを進める。

(1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、機会を捉えて子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に対して、積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努める。

(2) 子どもを安全で安心して育てられる環境の整備

- ア 社会的課題である交通安全対策のため、消防車両の運転が常態である職員に対して、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修会を実施する。
 - イ 地域住民の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。
- (3) 子どもとふれあう機会の充実
- ア 運動会等の学校行事や地域子ども会等のレクリエーション活動に、子どもを含めた家族全員が参加できるように支援する。
 - イ 子ども達の社会科見学としての、西はりま消防組合の本部及び署所の訪問を積極的に受け入れることで、子ども達の消防業務の理解の増進に協力する。
- (4) その他
- 家庭における子育てやしつけのヒント等に資するために、職員に対して家庭教育に関する講座や講演会等に係る開催情報等の提供に努める。